

3 都市港湾

都市港湾班の業務

都市港湾班では、街路事業、公園事業、港湾事業、空港事業、砂防事業を所管しています。

街路事業について

街路事業とは、都市計画法に基づき都市決定された道路等を整備する事業をいいます。

ゆとりと潤いのある都市環境の形成及び市街地の活性化を図るため、市場通り線(西仲宗根工区)、マクラム通り線、マクラム通り線(下里工区)、久松線の4路線の道路改良及び電線地中化を進めています。

(※マクラム通り線(下里工区)は道路改良のみ)

公園事業について

宮古圏域は県内で唯一、県営公園がなく、「地域バランス及び地域振興の観点」から整備が求められており、『マークヌ・オー・イム・パーク(宮古の青い海公園)』の基本理念を掲げ、「自然と景観」、「利用・活用」、「整備・運営」の3つの方針を柱に事業化に取り組んでいます。

港湾事業について

宮古圏域は8つの島から構成されており、人的及び物的輸送は海上交通に依存するところが大きく、港湾の果たす役割は極めて重要です。

管内には県管理の地方港湾が4港あり、現在は多良間港(普天間地区)の航路拡幅、長山港(渡口地区)の船揚場拡張を進めています。

空港事業について

宮古土木事務所は、宮古空港、多良間空港の2空港を所管しており、観光客・航空輸送需要の増加に対し、空港能力増強を図るため、エプロン拡張や駐車場拡張の整備を進めています。

空港・港湾事業



多良間港
(普天間地区)



宮古空港
(全景)